

●国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（仮称）

輸入し、又は輸出される貨物を詰め、その詰替えを行わずに船舶及び自動車を用いて一貫運送されるコンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主に対し、当該コンテナに詰められた貨物の品目等に係る情報を貨物自動車運送事業者等に伝達すること等を義務付けるほか、当該コンテナの運送について貨物自動車運送事業者等が遵守すべき事項等について定める。

背景

コンテナトレーラーに係る事故が多数発生

	輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	5	3	8
合計	17	10	27



コンテナ落下事故(H21.5)[名古屋市]

甚大な被害

死者 10名、重傷 8名

※事故種類が転覆・転落又は路外逸脱のもの

法律案の概要

1. コンテナ情報の伝達等

(輸入の場合)

- 受荷主は、外国の発荷主に対し、コンテナの重量・積付情報等を提供するよう依頼。
- コンテナの品目情報及び外国の発荷主から取得した重量・積付情報等を、受荷主は海貨事業者等に対し、海貨事業者等はトラック事業者に対し、トラック事業者は運転者に対し順次伝達。
- 受荷主は、重量情報が取得できなかった場合には、重量を測定し、結果を伝達するよう措置。

(輸出の場合)

- 発荷主は、コンテナの品目・重量・積付情報等を、運転者まで順次伝達。

2. 港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正

- 受荷主は、トラック事業者から求めがあったときは、不適切コンテナの発見又は是正のために必要な措置を実施。
- 国土交通大臣は、不適切コンテナの発見又は是正のための指針を策定。
- 関係者は、港湾・埠頭ごとに不適切コンテナの発見・是正のための協議会を設置できる。

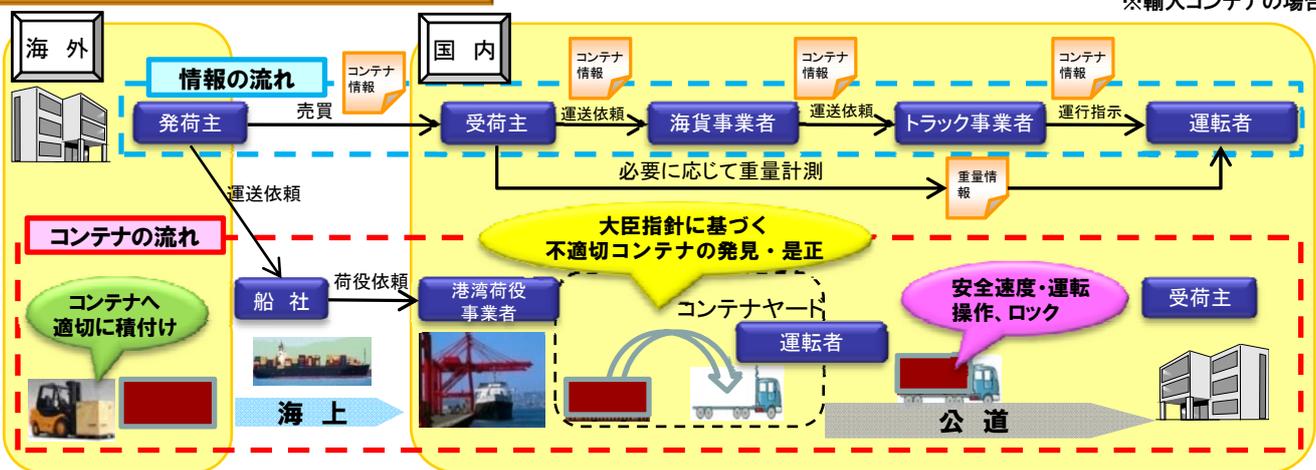
3. トラック事業者・運転者の遵守事項等

- トラック事業者は、不適切コンテナの運送を下命・容認してはならない。それを指示した荷主等には勧告。
- トラック事業者及び運転者は、コンテナ情報等を踏まえた安全運転、コンテナロックを実施。

※上記各項目は、内容に応じて順次施行。

総合的な安全対策のイメージ

※輸入コンテナの場合



国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保

国際海上コンテナ陸上輸送の総合的な安全対策

基本的な考え方

中身の分からない、運ぶことが不安、法令違反のコンテナを公道に出さない。

安全に運ぶ義務、責任、負担を関係当事者で共有する。

コンテナの中身について知る権利と伝える義務を明確にする。

荷主責任の明確化を図る。

総合的な安全対策

法律

荷主

品目情報を伝達

- ・取得した重量情報を伝達
- ・取得できなかったときは、重量計で測定

取得した積み付け情報等を伝達

港湾管理者

重量計の整備を港湾計画等に記載
(港頭地区)

関係者

(荷主、海貨、トラック事業者、
船社、ターミナルオペレータ、
港湾荷役事業者 等)

指針に従って、関係者の協力が必要な
措置を実施

トラック事業者

指針に従って、安全運転及びロックを
運転者に指導

運転者

指針に従って、安全運転及びロックの
実施

予算・指針

重量計の整備

- 重量計整備のための予算措置

指針の策定

発見・是正指針

- 運送に不安がある場合
✓コンテナの開封・確認
- 過積載の場合
✓シャーシの交換
✓荷抜き
- 偏荷重の場合
✓荷直し
- ロック不備
✓コンテナ積み直し
✓コンテナ修理

安全運転指針

- 安全速度の目安
- ロックの徹底

コンテナ積付指針

- 貨物の収納方法及び固縛方法
※IMOガイドラインを参考に作成

協議会の活用

- 関係当事者の連携・協力による不適切
コンテナの発見・是正

調査・研究・検討

重量測定が必要な場合の頻度の調査

重量計までの適正な輸送方法についての措置

偏荷重コンテナの目安等の調査

- 是正すべき偏荷重の目安、測定方法、
是正方法

安全速度に関する調査

- カーブ、坂道等道路状況に応じた
トレーラの安全速度の目安

安全運転教育の推進

- トレーラの構造特性等を踏まえた、運
転者への安全運転教育を推進

車両構造に関する安全技術

- EVSC(横滑り防止装置)の普及
- 外観からロックの不備が判別できる
緊締装置の義務化(保安基準)

事故原因調査

- コンテナ事故の詳細要因分析
- 事故防止策の検討

国際ルール制定への働きかけ

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送が貨物の詰替えを行わずに行われる等の特殊性を有することにかんがみ、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等を定めることにより、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図ることを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「国際海陸一貫運送コンテナ」とは、輸入海陸一貫運送コンテナ及び輸出海陸一貫運送コンテナをいうものとする。

2 この法律において「輸入海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦に輸入される貨物の運送に用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車を用いて運送されるものをいうものとする事。

3 この法律において「輸出海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦から輸出される貨物の運送に用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰込みを行った後、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車を用いて運送されるものをいうものとする事。

4 この法律において「受荷主等」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの本邦における最終目的地において当該輸入海陸一貫運送コンテナの受取りを行う者（当該受取りが他人の委託により行われる場合その他の政令で定める特殊な態様により行われる場合にあつては、当該態様に応じて政令で定める者）をいうものとする事。

5 この法律において「外国発荷主」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつては、当該委託の態様に依つて政令で定める者）をいうものとする事。

6 この法律において「本邦発荷主」とは、輸出海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつては、当該委託の態様に応じて政令で定める者）をいうものとする。

7 この法律において「不適切状態」とは、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車が過積載又は偏荷重となるような状態その他のその安全な自動車運送に支障を及ぼすおそれがある国際海陸一貫運送コンテナの状態をいうものとする。

8 この法律において「コンテナ情報」とは、次に掲げる情報をいうものとする。

イ 国際海陸一貫運送コンテナの種類、型式、記号、番号及び自重

ロ 国際海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の品目に関する情報として国土交通省令で定める情

報

ハ ロの貨物の重量に関する情報として国土交通省令で定める情報

ニ ロの貨物の積付けの状況に関する情報として国土交通省令で定める情報

ホ 受荷主等又は本邦発荷主の氏名又は名称及び連絡先

へ その他国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図る上で重要なものとして国土交通省令で定める情報

9 この法律において「運送取次事業者」とは、運送取次ぎ（自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託又はこれらの行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。以下同じ。）を行う事業を經營する者をいうものとする。

10 この法律において「運送事業者」とは、貨物利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者をいうものとする。

11 この法律において「貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を經營する者をいうものとする。

12 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を經營する者及び同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業を經營する者をいうものとする。

13 この法律において「貨物自動車運送事業者等」とは、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。）をいうものとする。

14 この法律において「外航船舶運航事業者」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間において行う海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業を営業者をいうものとする。

15 この法律において「コンテナ取扱港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法第三条第一号に規定する一般港湾運送事業又は同条第二号に規定する港湾荷役事業を営業者であつて、コンテナ埠頭ふちにおいて同法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行うもの（同条第四項に規定する港湾以外の港湾において一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に相当する事業を営業者であつて、コンテナ埠頭においてこれらの行為に相当する行為を行うものを含む。）をいうものとする。

（第二条関係）

第二 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等

一 国際海陸一貫運送コンテナへの貨物の適切な積付け

1 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、外国発荷主に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物について、国土交通省令で定める方法により積付けを行うことを求めなければならないものとする。

2 本邦発荷主は、輸出海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、国土交通省令で定める方法により輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の積付けを行わなければならないものとする。

(第三条関係)

二 受荷主等によるコンテナ情報の求め

受荷主等は、外国発荷主に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報(第一の二の八のロ及びホに掲げる情報(三において「特定コンテナ情報」という。))を除く。三において同じ。)を伝達することを求めなければならないものとする。

(第四条関係)

三 受荷主等によるコンテナ情報の伝達

受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎ等を運送取次事業者等に委託する場合には、当該運送取次事業者等に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに関する特定コンテナ情報及

び二の求めにより輸入海陸一貫運送コンテナに関し取得したコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。
(第五条関係)

四 本邦発荷主によるコンテナ情報の伝達

本邦発荷主は、輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎ等を運送取次事業者等に委託する場合には、当該運送取次事業者等に対し、輸出海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。
(第六条関係)

五 運送取次事業者等によるコンテナ情報の伝達

次に掲げる者は、それぞれ次に定める者に対し、その取得した国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。

イ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを他の運送取次事業者に委託する運送取次事業者 当該他の運送取次事業者

ロ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを行う運送取次事業者（イに掲げる者を除く。） その取り次ぎ、又は委託する運送を行う運送事業者

ハ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を行う運送事業者 其の利用する運送を行う運送事業者

ニ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等 当該国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者 (第七条関係)

六 輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定等

1 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナに関する第一の二の八に掲げる情報が二の求めによつては取得できなかった場合には、当該輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定及びこれに基づく当該情報の当該輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者への伝達について国土交通省令で定める措置を実施しなければならないものとする。

2 輸入海陸一貫運送コンテナの運送の用に供される岸壁その他の係留施設の存する港湾の港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)は、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの取扱量、当該港湾における重量計の設置状況その他の状況に照らし、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの円滑な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該港湾において必

要な重量計が確保されるよう重量計の整備について同法第三条の三第一項に規定する港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならないものとする。

(第九条関係)

七 勧告及び命令

1 国土交通大臣は、正当な理由がなくて六の1に規定する措置を実施しない受荷主等があるときは、当該受荷主等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

2 国土交通大臣は、1の規定による勧告を受けた受荷主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受荷主等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十条関係)

八 適用除外

第二の規定は、コンテナ情報を伝達しなくてもその安全の確保に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令で定める国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送については、適用しないものとする。

(第十一条関係)

第三 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置

一 確認是正措置等

1 輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等は、第二の三若しくは五の規定により取得した当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報その他の情報により当該輸入海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又はこれらの情報若しくは当該輸入海陸一貫運送コンテナの状態により当該輸入海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあるおそれがある
と認めたときは、当該輸入海陸一貫運送コンテナについての不適切状態にあるかどうかの確認又は是正のための措置として国土交通省令で定めるもの（2において「確認是正措置」という。）を実施するよう、受荷主等に対して求めなければならないものとする。

2 1の規定による求めを受けた受荷主等は、当該輸入海陸一貫運送コンテナについて、確認是正措置を実施し、その結果を、貨物自動車運送事業者等に通知しなければならないものとする。

（第十二条関係）

二 指針

国土交通大臣は、輸入海陸一貫運送コンテナについて不適切状態で自動車運送が行われることを防止

するため、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置に関し、その適切かつ円滑な実施を図るために必要な指針を作成し、これを公表するものとする事。

(第十三条関係)

三 輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会

地方運輸局長、地方整備局長（北海道の区域にあつては、北海道開発局長）、港湾管理者、受荷主等、運送取次事業者、運送事業者、運転者の組織する団体、外航船舶運航事業者、コンテナ取扱港湾運送事業者及びコンテナ埠頭の運営者は、輸入海陸一貫運送コンテナの取卸しが行われる港湾又はコンテナ埠頭ごとに、四に規定する発見是正要領の作成、当該発見是正要領に定められた措置の実施に係る連絡調整その他の当該港湾又はコンテナ埠頭における不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を講ずることによる輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保に関し必要な協議を行うための輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする事。

(第十四条関係)

四 発見是正要領の作成等

協議会は、二に規定する指針に即し、かつ、当該協議会が組織された港湾又はコンテナ埠頭の実情に
応じて、当該港湾又はコンテナ埠頭において不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及
びこれを是正するために関係者がとるべき措置の実施に関する要領（五において「発見是正要領」とい
う。）を作成することができるものとする事。

（第十五条関係）

五 発見是正要領に定められた措置の実施等

1 発見是正要領を作成した協議会の構成員は、当該発見是正要領に従い、不適切状態にある輸入海陸
一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施しなければならないものとする事。

2 協議会は、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施するた
めに必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の者に対し、発見是正要領に定められた措
置の実施のために必要な協力を要請することができるものとする事。

（第十六条関係）

第四 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等

一 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等

1 貨物自動車運送事業者等は、第二の三から五までの規定により取得した国際海陸一貫運送コンテナ

に関するコンテナ情報その他の情報により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又はこれらの情報若しくは国際海陸一貫運送コンテナの状態により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあるおそれがあると認めるときは、運転者に対し、当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを命じ、又は運転者が当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを容認してはならないものとする。

2 貨物自動車運送事業者等は、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車を事業の用に供する場合には、当該貨物自動車の構造上の特殊性にかんがみ、国土交通省令で定めるところにより、運転者に対し、当該特殊性に関する知識及び当該特殊性を踏まえた運転技術を習得させるとともに、四の規定により運転者が遵守すべき事項について、国土交通省令で定めるところにより、運転者に指導しなければならないものとする。

(第十七条関係)

二 輸送の安全確保の命令

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該貨物自動車運送事業者等に対し、その是正のために必要な措置をとるべき

ことを命ずることが出来るものとする。

(第十八条関係)

三 許可の取消し

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の規定又は二の規定による命令に違反したときは、期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができるものとする。

(第十九条関係)

四 運転者の遵守事項

運転者は、貨物自動車に国際海陸一貫運送コンテナを積載したときは、当該国際海陸一貫運送コンテナの荷台への確実な固定、その取得したコンテナ情報を踏まえた安全な速度での運転その他の当該貨物自動車の運行の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守しなければならないものとする。

(第二十条関係)

五 荷主への勧告

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の1若しくは2の規定に違反したことにより二の規定

による命令をする場合又は貨物自動車運送事業者等が一の1若しくは2の規定若しくは二の規定による命令に違反したことにより三の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が当該貨物自動車運送事業者等に自動車運送を委託した荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(第二十一条関係)

第五 雑則

一 国は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図るために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(第二十三条関係)

二 報告の徴収、経過措置、権限の委任及び国土交通省令への委任について、所要の規定を設けるものとする。

(第二十四から第二十七条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二十八から第三十三条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の六の1及び第二の七の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等（第三条―第十一条）

第三章 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置（第十二条―第十六条）

第四章 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等（第十七条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十七条）

第六章 罰則（第二十八条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送が貨物の詰替えを行わずに行われる等の特殊性を有することにかんがみ、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載

する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等を定めることにより、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際海陸一貫運送コンテナ」とは、輸入海陸一貫運送コンテナ及び輸出海陸一貫運送コンテナをいう。

2 この法律において「輸入海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦に輸入される貨物の運送に用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車（貨物の運送の用に供する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を用いて運送されるもの（第十二条第一項に規定する確認是正措置が実施された後のものを含む。）をいう。

3 この法律において「輸出海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦から輸出される貨物の運送に

用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰込みを行った後、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車を用いて運送されるものをいう。

4 この法律において「自動車運送」とは、本邦において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号。以下「事業法」という。）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（第十三項において単に「一般貨物自動車運送事業」という。）、同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業（第十三項において単に「特定貨物自動車運送事業」という。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業（同項に規定する貨物の集配に係る部分に限る。）として行われる運送（同条第一項に規定する利用運送（以下単に「利用運送」という。）を除く。）をいう。

5 この法律において「受荷主等」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの本邦における最終目的地において当該輸入海陸一貫運送コンテナの受取りを行う者（当該受取りが他人の委託により行われる場合その他の政令で定める特殊な態様により行われる場合にあつては、当該態様に応じて政令で定める者）をいう。

6 この法律において「外国発荷主」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつて

は、当該委託の態様に応じて政令で定める者）をいう。

7 この法律において「本邦発荷主」とは、輸出海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつては、当該委託の態様に応じて政令で定める者）をいう。

8 この法律において「不適切状態」とは、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車が過積載（貨物自動車について、その最大積載量を超える積載がされている状態をいう。）又は偏荷重（貨物自動車の積載物の重心の位置に偏りがあるものとして国土交通省令で定める状態をいう。）となるような状態その他その安全な自動車運送に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める国際海陸一貫運送コンテナの状態をいう。

9 この法律において「コンテナ情報」とは、次に掲げる情報をいう。

- 一 国際海陸一貫運送コンテナの種類、型式、記号、番号及び自重
- 二 国際海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の品目に関する情報として国土交通省令で定める情報
- 三 前号の貨物の重量に関する情報として国土交通省令で定める情報

四 第二号の貨物の積付けの状況に関する情報として国土交通省令で定める情報

五 受荷主等又は本邦発荷主の氏名又は名称及び連絡先

六 その他国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図る上で重要なものとして国土交通省令で定める情報

10 この法律において「運送取次事業者」とは、運送取次ぎ（自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託又はこれらの行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。以下同じ。）を行う事業を経営する者をいう。

11 この法律において「運送事業者」とは、貨物利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者をいう。

12 この法律において「貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を経営する者をいう。

13 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を経営する者及び特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

14 この法律において「貨物自動車運送事業者等」とは、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者（事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。第十九条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）をいう。

15 この法律において「運転者」とは、貨物自動車運送事業者等がその事業の用に供する貨物自動車の運転者をいう。

16 この法律において「外航船舶運航事業者」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間において行う海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業を経営する者をいう。

17 この法律において「コンテナ取扱港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業（以下この項において単に「一般港湾運送事業」という。）又は同条第二号に規定する港湾荷役事業（以下この項において単に「港湾荷役事業」という。）を経営する者であつて、コンテナ埠頭^ふにおいて同法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行うもの（同条第四項に規定する港湾以外の港湾において一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に相当する事業を経営する者であつて、コンテナ埠頭においてこれらの行為に相当する行為を行うものを含む。）をいう。

第二章 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等

(国際海陸一貫運送コンテナへの貨物の適切な積付け)

第三条 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、外国発荷主に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物について、国土交通省令で定める方法により積付けを行うことを求めなければならない。

2 本邦発荷主は、輸出海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、国土交通省令で定める方法により輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の積付けを行わなければならない。

(受荷主等によるコンテナ情報の求め)

第四条 受荷主等は、外国発荷主に対し、国土交通省令で定めるところにより、輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報（第二条第九項第二号及び第五号に掲げる情報（次条第一項において「特定コンテナ情報」という。）を除く。次条第一項において同じ。）を伝達することを求めなければならない。

(受荷主等によるコンテナ情報の伝達等)

第五条 受荷主等は、次の各号に掲げる場合には、輸入海陸一貫運送コンテナに関する特定コンテナ情報及び前条の求めにより輸入海陸一貫運送コンテナに関し取得したコンテナ情報を、当該各号に定める者に対し、国土交通省令で定めるところにより伝達しなければならない。

一 自らが輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを運送取次事業者に委託する場合
当該運送取次事業者

二 自らが輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を運送事業者に委託する場合 当該運送事業者

三 自らが輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を貨物自動車運送事業者等に委託する場合 当該貨物自動車運送事業者等

四 他の者（運送取次事業者を除く。）が輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを運送取次事業者に委託する場合 当該他の者

五 他の者（運送取次事業者及び運送事業者を除く。）が輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を運送事業者に委託する場合 当該他の者

六 他の者（運送取次事業者及び運送事業者を除く。）が輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を貨物自動車運送事業者等に委託する場合 当該他 の者

2 次の各号に掲げる者は、その取得した輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を、当該各号に定める者に対し、国土交通省令で定めるところにより伝達しなければならない。

一 前項第四号に定める者 その委託する運送取次事業者

二 前項第五号に定める者 その委託する運送事業者

三 前項第六号に定める者 その委託する貨物自動車運送事業者等

（本邦発荷主によるコンテナ情報の伝達等）

第六条 本邦発荷主は、次の各号に掲げる場合には、輸出海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を、当該各号に定める者に対し、国土交通省令で定めるところにより伝達しなければならない。

一 自らが輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを運送取次事業者に委託する場合

当該運送取次事業者

二 自らが輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を運送事業者に委託する場合 当該運

送事業者

三 自らが輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送を貨物自動車運送事業者等に委託する場合 当該貨物自動車運送事業者等

四 他の者（運送取次事業者を除く。）が輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを運送取次事業者に委託する場合 当該他の者

五 他の者（運送取次事業者及び運送事業者を除く。）が輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を運送事業者に委託する場合 当該他の者

六 他の者（運送取次事業者及び運送事業者を除く。）が輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送を貨物自動車運送事業者等に委託する場合 当該他の者

2 次の各号に掲げる者は、その取得した輸出海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を、当該各号に定める者に対し、国土交通省令で定めるところにより伝達しなければならない。

一 前項第四号に定める者 その委託する運送取次事業者

二 前項第五号に定める者 その委託する運送事業者

三 前項第六号に定める者　その委託する貨物自動車運送事業者等

（運送取次事業者等によるコンテナ情報の伝達）

第七条　次の各号に掲げる者は、その取得した国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を、当該各号に定める者に対し、国土交通省令で定めるところにより伝達しなければならない。

一 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを他の運送取次事業者に委託する運送取次事業者　当該他の運送取次事業者

二 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを行う運送取次事業者（前号に掲げる者を除く。）　その取り次ぎ、又は委託する運送を行う運送事業者

三 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を行う運送事業者　その利用する運送を行う運送事業者

四 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等　当該国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者

（外航船舶運航事業者等の協力）

第八条 輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等は、当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報のうち第五条若しくは前条の規定によつては取得することができなかったものがある場合又はこれらの規定により取得した当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報に誤りがあり、若しくはそのおそれがあると認めた場合には、当該輸入海陸一貫運送コンテナを取り扱う外航船舶運航事業者、コンテナ取扱港湾運送事業者その他の者に対し、当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報のうちこれらの者がその業務の実施に際して知り得たものを伝達するよう協力を求めるものとする。

2 前項の規定により協力を求められた者は、当該求めをした貨物自動車運送事業者等に対し、当該求めに係るコンテナ情報を速やかに伝達するよう努めるものとする。

(輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定等)

第九条 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナに関する第二条第九項第三号に掲げる情報が第四条の求めによつては取得できなかった場合には、当該輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定及びこれに基づく当該情報の当該輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者への伝達について国土交通省令で

定める措置を実施しなければならない。ただし、当該輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等が第五条又は第七条の規定による伝達によらずに当該情報を取得した場合にあっては、この限りでない。

2 貨物自動車運送事業者等は、前項ただし書に規定する場合においては、受荷主等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 輸入海陸一貫運送コンテナの運送の用に供される岸壁その他の係留施設の存する港湾の港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十四条第一項において同じ。）は、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの取扱量、当該港湾における重量計（輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定のに供する施設又は設備をいう。以下この項において同じ。）の設置状況その他の状況に照らし、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの円滑な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該港湾において必要な重量計が確保されるよう重量計の整備について同法第三条の三第一項に規定する港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

（勧告及び命令）

ときは、当該輸入海陸一貫運送コンテナについての不適切状態にあるかどうかの確認又は是正のための措置として国土交通省令で定めるもの（以下「確認是正措置」という。）を実施するよう、受荷主等に対して求めなければならない。ただし、当該貨物自動車運送事業者等の責めに帰すべき事由によって当該不適切状態が生じた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による求めを受けた受荷主等は、当該輸入海陸一貫運送コンテナについて、確認是正措置を実施し、その結果を、国土交通省令で定めるところにより、同項の貨物自動車運送事業者等に通知しなければならない。

3 運送取次事業者、運送事業者、外航船舶運航事業者、コンテナ取扱港湾運送事業者、埠頭運営者（港湾法第五十条の四第二項又は第五十四条の三第二項の認定を受けた者及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第三項に規定する指定会社から同条第一項第二号イに規定する岸壁等の貸付けを受けた者をいう。第十四条第一項において同じ。）その他の輸入海陸一貫運送コンテナを取り扱う者は、受荷主等が実施する確認是正措置に必要な協力をするよう努めるものとする。

4 第一項の貨物自動車運送事業者等は、確認是正措置が実施されたことにより輸入海陸一貫運送コンテナ

が不適切状態でなくなった場合には、当該輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車運転者に対し、当該確認は正措置が実施された後の当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を伝達するものとする。

5 前項の規定によるコンテナ情報の伝達を行った貨物自動車運送事業者等は、当該伝達を行ったことをもって、第七条の規定によるコンテナ情報の伝達を行ったものとみなす。

(指針)

第十三条 国土交通大臣は、輸入海陸一貫運送コンテナについて不適切状態で自動車運送が行われることを防止するため、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置に関し、その適切かつ円滑な実施を図るために必要な指針を作成し、これを公表するものとする。

(輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会)

第十四条 地方運輸局長、地方整備局長（北海道の区域にあっては、北海道開発局長）、港湾管理者、受荷主等、運送取次事業者、運送事業者、運転者の組織する団体、外航船舶運航事業者、コンテナ取扱港湾運送事業者及び埠頭運営者は、輸入海陸一貫運送コンテナの取卸しが行われる港湾又はコンテナ埠頭ごとに

、次条第一項に規定する発見是正要領の作成、当該発見是正要領に定められた措置の実施に係る連絡調整その他の当該港湾又はコンテナ埠頭における不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を講ずることによる輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保に関し必要な協議を行うための輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）

二 都道府県公安委員会

三 その他協議会が必要と認める者

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（発見是正要領の作成等）

第十五条 協議会は、第十三条に規定する指針に即し、かつ、当該協議会が組織された港湾又はコンテナ埠頭の実情に応じて、当該港湾又はコンテナ埠頭において不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発

見し、及びこれを是正するために関係者がとるべき措置の実施に関する要領（以下この条及び次条において「発見是正要領」という。）を作成することができる。

2 発見是正要領には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 不適切状態にあるおそれがある輸入海陸一貫運送コンテナの取扱いに関する事項

二 不適切状態にあることが判明した輸入海陸一貫運送コンテナの取扱いに関する事項

三 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正に関する関係者間の役割分担に関する事

項

四 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正に関する関係者間の連絡調整に関する

事項

五 その他不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正に関する事項

3 前項第三号に掲げる事項には、受荷主等以外の協議会の構成員を確認是正措置を実施すべき者として定めることができる。

4 協議会は、発見是正要領を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付

しななければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により発見是正要領の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることができる。

6 前二項の規定は、発見是正要領の変更について準用する。

(発見是正要領に定められた措置の実施等)

第十六条 発見是正要領を作成した協議会の構成員は、当該発見是正要領に従い、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施しなければならない。

2 受荷主等が発見是正要領を作成した協議会の構成員である場合であつて、当該発見是正要領に確認是正措置を実施すべき者として受荷主等以外の協議会の構成員が定められているときは、第十二条第一項中「措置を実施すべき者として受荷主等以外の協議会の構成員が定められているときは、第十二条第一項中「受荷主等」とあるのは「第十五条第一項に規定する発見是正要領において確認是正措置を実施すべき者として定められた第十四条第一項に規定する協議会の構成員（当該貨物自動車運送事業者等を除く。）」と、同条第二項中「受荷主等」とあるのは「者」と、同条第三項中「受荷主等」とあるのは「第十五条第一項に規定する発見是正要領において確認是正措置を実施すべき者として定められた第十四条第一項に規定

する協議会の構成員」とする。

3 協議会は、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施するために必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の者に対し、発見是正要領に定められた措置の実施のために必要な協力を要請することができる。

第四章 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等

(貨物自動車運送事業者等の遵守事項等)

第十七条 貨物自動車運送事業者等は、第五条から第七条までの規定により取得した国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報その他の情報により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又はこれらの情報若しくは国際海陸一貫運送コンテナの状態により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあるおそれがあると認めるときは、運転者に対し、当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを命じ、又は運転者が当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを容認してはならない。

2 他の貨物自動車運送事業者等が行う運送を利用して国際海陸一貫運送コンテナの運送を行う貨物自動車

運送事業者等は、その利用する運送を行う貨物自動車運送事業者等が前項の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

3 貨物自動車運送事業者等は、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車を事業の用に供する場合には、当該貨物自動車の構造上の特殊性にかんがみ、国土交通省令で定めるところにより、運転者に対し、当該特殊性に関する知識及び当該特殊性を踏まえた運転技術を習得させるとともに、第二十条の規定により運転者が遵守すべき事項について、国土交通省令で定めるところにより、運転者に指導しなければならぬ。

(輸送の安全確保の命令)

第十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が、前条の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該貨物自動車運送事業者等に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が第十七条の規定又は前条の規定による命令に違反した

ときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は事業法第三条の許可を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、特定第二種貨物利用運送事業者が第十七条の規定又は前条の規定による命令に違反したときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ずることができる。

3 事業法第三十四条の規定は、第一項の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じた場合及び前項の規定により事業用自動車の使用の停止を命じた場合について準用する。

(運転者の遵守事項)

第二十条 運転者は、貨物自動車に国際海陸一貫運送コンテナを積載したときは、当該国際海陸一貫運送コンテナの荷台への確実な固定、その取得したコンテナ情報を踏まえた安全な速度での運転その他の当該貨物自動車の運行の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

(委託受荷主等への勧告等)

第二十一条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が第十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した

ことにより第十八条の規定による命令をする場合又は貨物自動車運送事業者等が第十七条第一項若しくは第二項の規定若しくは第十八条の規定による命令に違反したことにより第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が当該貨物自動車運送事業者等に自動車運送を委託した受荷主等、本邦発荷主、第五条第二項各号若しくは第六条第二項各号に掲げる者（第二十四条第一項及び第二項において「特定委託者」という。）、運送取次事業者又は貨物利用運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を除く。以下この条において「委託受荷主等」という。）の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として委託受荷主等の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該委託受荷主等に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 委託受荷主等は、前項の規定による勧告を受けた場合において、貨物自動車運送事業者等が国土交通大臣に対し当該勧告に係る違反行為の原因となった委託受荷主等の行為を知らせたことを理由として、当該貨物自動車運送事業者等に対して取引の数量の減少、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならな

い。

3 国土交通大臣は、委託受荷主等が前項の不利益な取扱いをしていると認めるときは、当該委託受荷主等に対し、速やかにその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる委託受荷主等が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の事業の特例)

第二十二條 事業法第三十八條第一項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、その同項に規定する区域において、事業法第三十九條各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

一 この法律の遵守に関し貨物自動車運送事業者等に対する指導を行うこと。

二 国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

2 前項の規定により同項の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う同項各号に掲げる事業については、事業法第三十九條に規定する地方適正化事業とみなして、事業法の規定を適用する。

第五章 雑則

(国の援助)

第二十三条 国は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図るために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、受荷主等、本邦発荷主、特定委託者、運送取次事業者又は運送事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、受荷主等、本邦発荷主、特定委託者、運送取次事業者又は運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第二十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

一 第十九条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した者

二 第十九条第二項の規定による輸送施設の使用の停止の命令に違反した者

第二十九条 第十八条の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条から第七条までの規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者

二 第十条第二項の規定による命令に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

ても各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第四条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第三十条第二号並びに附則第三条の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に貨物の詰込みが完了している国際海陸一貫運送コンテナについては、第二章の規定は、適用しない。

第三条 第九条第一項及び第二項、第十条並びに第三十条第二号の規定は、次の各号に掲げる水域にある船舶から取卸しをされた輸入海陸一貫運送コンテナについて、当該各号に定める日から適用する。

一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の適用がある港であつて第九条第三項に規定する重量計の

設置状況その他の状況を勘案して国土交通大臣が告示で指定するものの区域 公布の日から起算して五年を経過する日前において国土交通大臣が告示で指定する日（次項において「一部適用日」という。）

二 前号の港の区域以外の水域 公布の日から起算して五年を経過した日

2 一部適用日は、前項の規定により一部適用日を指定する告示をした日から一月以上を経過した日でなければならぬ。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第五条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「含む。」の下に「又は国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律（平成二十二年法律第 号）第十九条第一項若しくは第二項」を加える。

理由

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案 新旧参照条文

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業の停止及び許可の取消し）</p> <p>第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内（第三号に該当する場合にあつては、六月以内）において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）又は国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律（平成二十二年法律第 号）第十九条第一項若しくは第二項の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。</p>	<p>（事業の停止及び許可の取消し）</p> <p>第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内（第三号に該当する場合にあつては、六月以内）において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。</p>

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案参照条文

一	港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）	．．．．．	1
二	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）	．．．．．	1
三	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	．．．．．	1
四	港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）	．．．．．	2
五	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	．．．．．	3
六	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	．．．．．	4
七	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）	．．．．．	4
八	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	．．．．．	5
九	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	．．．．．	6

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（港及びその区域）

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

○ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 3 11 （略）

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2 2 9 （略）

（港湾計画）

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計

画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。

2 3 11 (略)

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 (略)

2 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 3 9 (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (略)

2 港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定埠頭の運営の事業が同項に定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 3 12 (略)

○ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号) (抄)

(定義)

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸(第四号に掲げる行為を除く。)

三 (略)

四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき

場」という。)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくはは保管又は貨物の船舶(国土交通省令で定める総トン数未滿のものに限る。以下この号において同じ。)若しくははしけからの取卸し若しくはは船舶若しくははしけへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。)

五〇八 (略)

二〇三 (略)

四 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾(その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域をいう。)をいう。

(事業の種類)

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業(前条第一号に掲げる行為を行う事業)
- 二 港湾荷役事業(前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業)
- 三〇七 (略)

○ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

二 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

三〇九 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）

第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

一 （略）

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 外貿埠頭の施設のうち、前条第一項第一号に規定する岸壁及び同項第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

ロ・ハ （略）

三〇五 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）の商号及び本店の所在地を官報で公示

しなければならない。

4・5 (略)

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」という。）の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

2～5 (略)

6 この法律において「貨物利用運送事業」とは、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業をいう。

7 (略)

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

（事業の停止及び許可の取消し）

第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内（第三号に該当する場合にあつては、六月以内）において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を

受けたとき。

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
- 3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。
- 4～7（略）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第三十四条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたもの）とみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車

の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十二条の二から第二十四条の三まで、第三十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七条第四項及び第二十一条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車
の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域(以下この章において単に「区域」という。)に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

2 (略)

(事業)

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行のためにする措置に対して協力すること。